

別紙

工事費負担金の精算誤りの概要

平成30年 5月11日

関西電力株式会社

託送供給約款などに定める一定の種類の仕事については、お客さまより工事費負担金を申し受けたうえで、工事を実施し、工事後に実際にかかった資材費や工費等に応じて、精算を行っている。

撤去工事を伴う場合は、本来、撤去資材の残存価額を工事費負担金から差し引く必要があるが、一部の工事において、当該残存価額を差し引かずに精算していたもの。

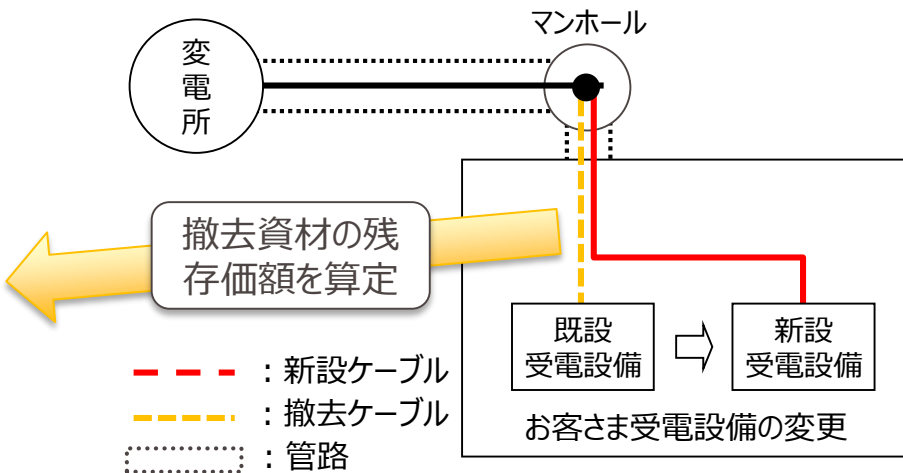
工事負担金の精算イメージ

工事イメージ（送電線工事の場合）

建設工事費			撤去工事費	
材料費	工費	諸掛り	工費	諸掛り
← 工事費負担金の対象工事費の合計額 →				
工事費負担金				撤去資材の残存価額

工事の合計額から撤去資材の残存価額を差引く

今回、撤去資材の残存価額を差し引かずに精算を行っていた事案があった。



- - - : 新設ケーブル
- . - . : 撤去ケーブル
- ⋯⋯⋯ : 管路

お客さまの受電設備の位置変更に伴い、黄点線のケーブルを撤去し、赤線のケーブルを新設。撤去資材である黄点線のケーブルの残存価格を工事費負担金から差引く。

当社設備工事の工事費負担金の算定方法は以下のとおり。

算定方法	工事種別
①実費算定	・発電設備連系のための供給設備工事 ・専用供給設備の工事 ・臨時供給設備の工事 ・お客様の希望による供給設備の変更工事 等
②新増加契約電力・工事こう長による単価算定	・一般供給設備の工事 ・予備供給設備の工事

今回の事案は、①の実費算定する場合に精算誤りがあったもの。なお、②の単価算定の場合は、撤去資材の有無に関らず、定められた単価により工事費負担金が算定されることから、今回のような精算誤りは発生しない。

託送供給等約款の記載 (抜粋) Ⅷ 工事費の負担

65 受電地点への供給設備の工事費負担金

(5) 工事費の算定

イ (イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。)の合計額といたします。なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

71 供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

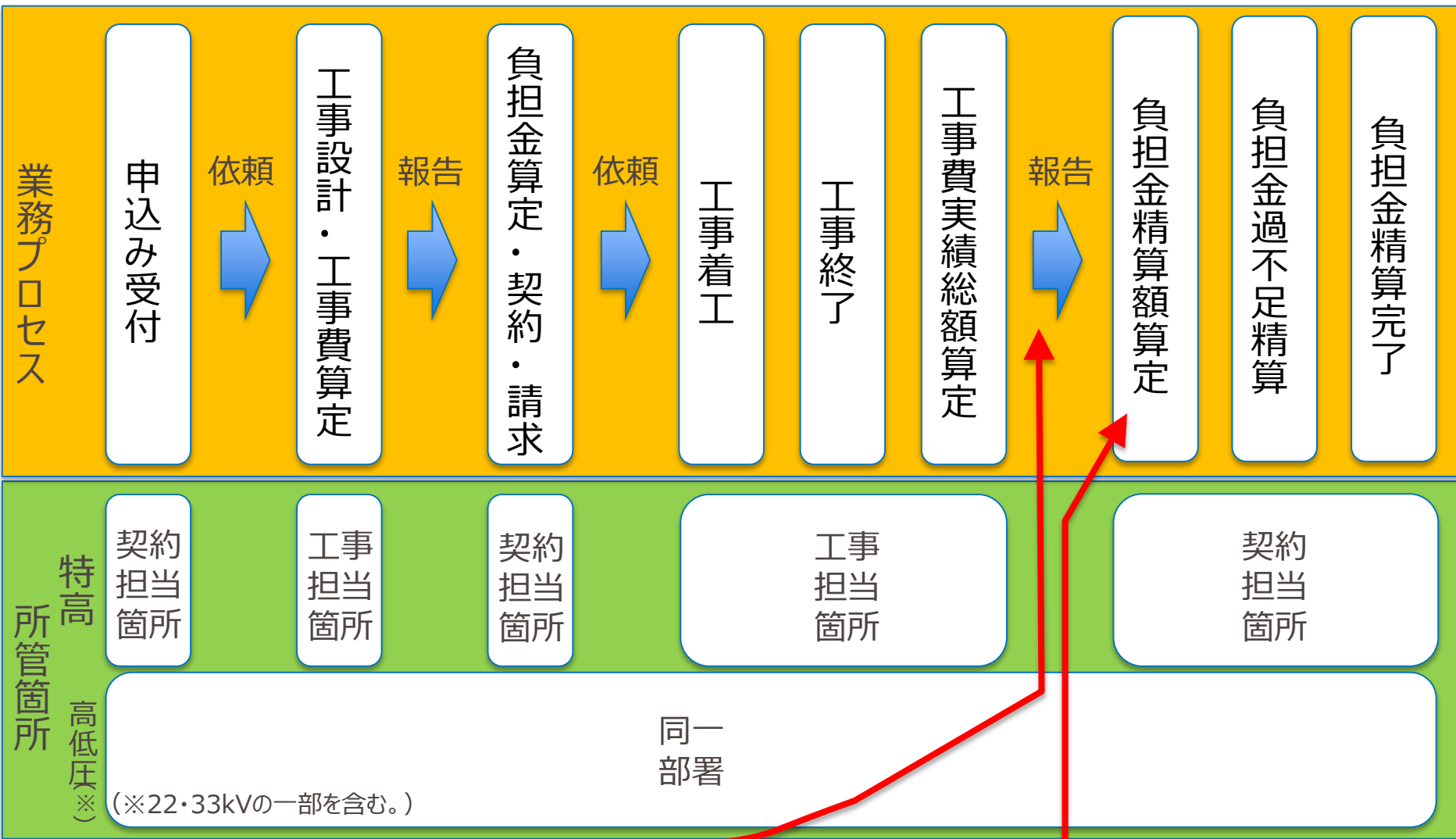
(1) イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。)の合計額といたします。なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

精算誤り事案の件数および金額

年度	撤去工事を伴う工事件数	精算誤り事案	
		件数	控除漏れ合計額 [万円]
H27	5,561	3	88
H28	4,915	1	2,004
H29	3,801	5	3
合計	14,277	9	2,094

※ 千円以下四捨五入

- ・ 控除漏れのあった事案は、特別高圧および高圧による供給設備工事（9件）



発生要因①
・撤去資材の残存価額の報告漏れ。

発生要因②
・撤去資材有無の確認漏れ。
・残存価額の差し引き漏れ。

精算誤り発生要因

- 工事担当箇所から契約担当箇所へ撤去資材の残存価額の報告が漏れた。
(背景要因①：残存価額が工事費負担金算定に必要なものであるという知識が不足していた。)
- 契約担当箇所において撤去資材の残存価額の有無の確認または残存価額の差し引きが漏れた。
(背景要因②：工事費から残存価額を差引かなければならないことの知識が不足していた。)
(背景要因③：撤去資材の残存価額を確認できる様式になっていなかった。)

再発防止対策

- 関係各所への本事例の周知および注意喚起を実施。(実施済)
今後、関係各所に対して、工事費負担金の精算に関する教育を実施する。
- 残存価額の報告や差し引き漏れ防止を図るため、工事費負担金業務で使用する様式等を統一する。
 - ・工事担当箇所から契約担当箇所への報告様式および添付資料の統一。
 - ・契約担当箇所の工事費負担金精算時に使用する様式の統一。

お客さまへの対応

- 今回、精算誤りがあったお客さまに対して、速やかに再精算（返戻）の手続きを行う。
H26年度以前に工事費負担金の精算を実施した事案について調査を実施し、この結果、精算誤りがあった場合は、速やかに再精算（返戻）を行う。